

課程認定制度について

1. 課程認定制度の概要
2. 認定を受ける組織
3. 授業科目の開設
 - 3-1. 教科専門科目の共通開設
 - 3-2. 教職専門科目の共通開設
4. 専任教員の配置

1. 課程認定制度の概要①

1. 教員免許制度

- 教員免許状:公教育の直接の担い手である教員の資格を定め、その資質能力を一定水準以上に確保することを目的とする制度。
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員になるためには、原則として、教員免許状を有する者でなければならない(免許主義)。

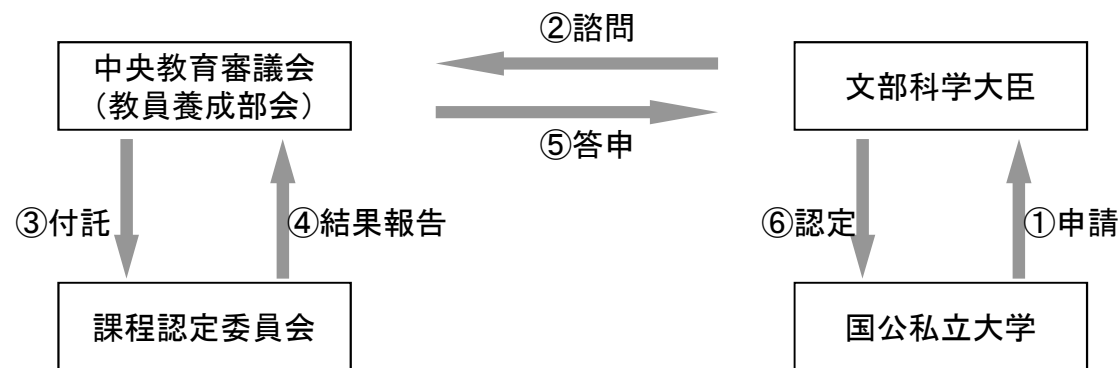
2. 教員養成の理念

- 教員免許状取得希望者は、大学において教職課程を履修しなければならない。
 - ① 大学における養成の原則 (教員養成は大学において行うことを基本とする)
 - ② 開放制の原則 (教員養成を目的とする学位課程に限らず、あらゆる学位課程において教職課程を設置し、教員養成を行うことができる)
- 教職課程を履修し免許状を取得した学生は、認定課程を有するどの大学を卒業しても、教員としての最低限の知識・技能は有しているとみなされる。
- 大学としての「多様性」と資格としての「標準性」の双方を両立させる教員養成が求められている。
→ 教育職員免許法、同施行規則の最低限の基準を必ず満たした上で、各大学において、質の高い教員養成に向けた改革を不断に行っていくことが重要。(教職課程認定基準1(3))

1. 課程認定制度の概要②

3. 課程認定制度の概要

- 免許状の授与を受けるために大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならない(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。
- 文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるにあたっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき、行うこととされている(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。大学の課程の審査は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の専決事項となっており、当部会の付託を受け、課程認定委員会が行っている。



4. 課程認定の審査

■ 審査基準

教員養成部会及び課程認定委員会における審査は、教育職員免許法及び同法施行規則のほか、「教職課程認定基準」(教員養成部会決定)等によって行っている。

■ 主な審査事項

- ① 学科等の目的・性格と免許状との相当関係
- ② 教育課程
- ③ 教員組織
- ④ 施設・設備
- ⑤ 教育実習校

2. 認定を受ける組織：課程認定を受ける組織単位

教職課程は、学科等を単位として認定

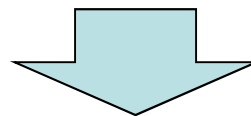
教職課程認定基準2(1)

教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。なお、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたもの（※）でなければならない。

（※）学則に定められた組織のうち最小単位

学科等を単位として課程認定を行う趣旨は、当該学科等における4年間（短期大学では2年間）の教育を通して修得された専門的知識を前提としつつ、認定を受ける免許教科についての教科に関する科目を一定数修得させることにより、当該免許教科を担当する教員として求められる教科専門性を確保しようとするものである。

（学科等の目的・性格と免許状との相当関係について 平成21年2月27日 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会）



教職課程は、学科等を基本的な単位として組織される。

- ・学科等の目的・性格と免許状との相当関係が必要
- ・授業科目は、認定を受ける学科等で開設
- ・専任教員は、認定を受ける学科等に籍を有する者
- ・必要専任教員数は、認定を受ける学科等の入学定員に応じて増員

2. 認定を受ける組織：学科等の目的・性格①

1. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係

教職課程認定基準2(3)

教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教員組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。
学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については、慎重に対応するものとする。

- 関連：「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準（課程認定委員会決定）」
 - ・審査の観点：学位の分野、教科専門科目及びその関連科目を相当程度開設、当該科目の卒業要件上の位置付け 等

2. 教員養成を主たる目的とする学科等

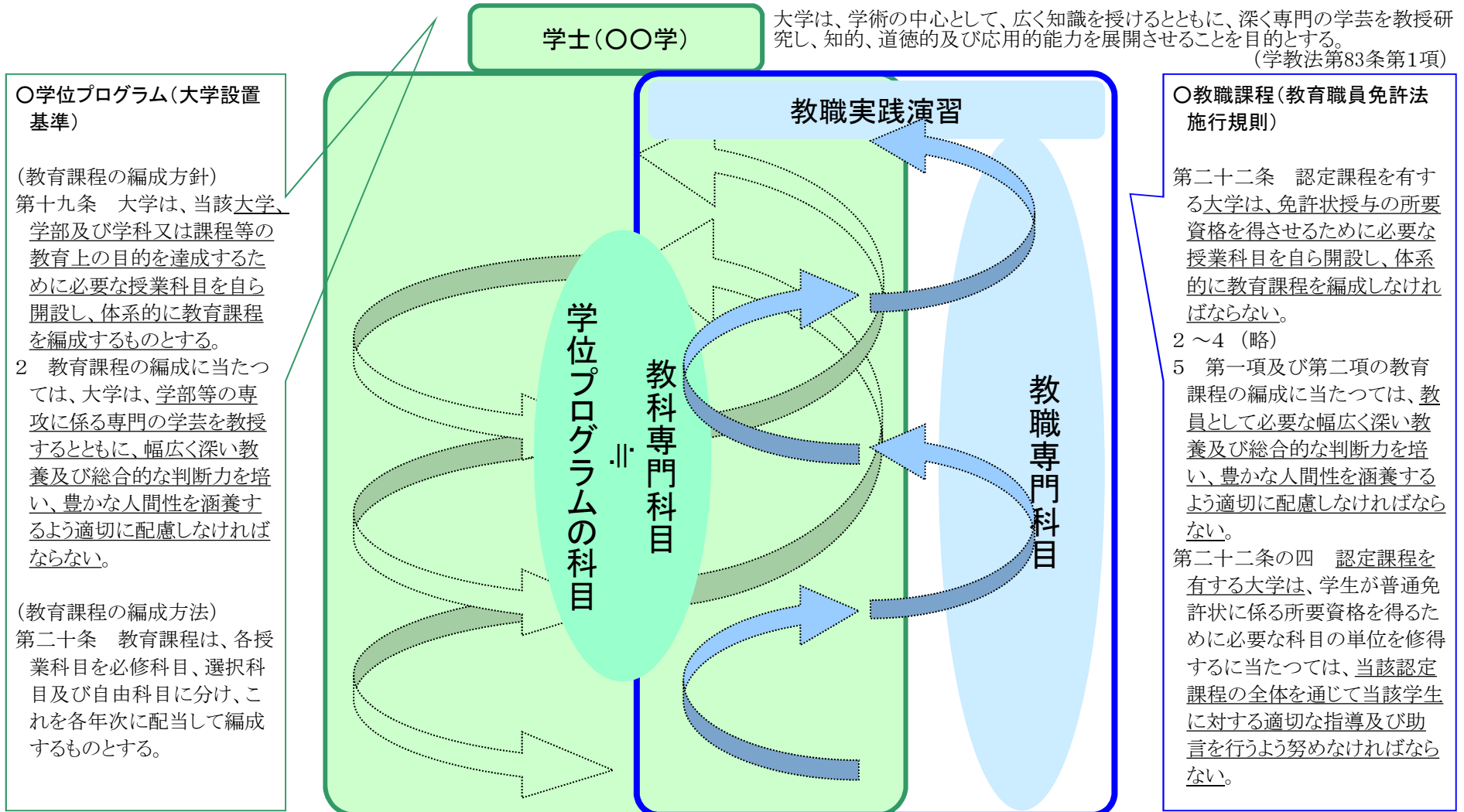
教職課程認定基準2(5)

幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。

- 関連：「教職課程認定審査の確認事項（課程認定委員会決定）」1(4)
 - ・審査の観点：学科等の名称、学位の分野、教科専門科目及び教職専門科目の卒業要件上の位置付け 等

2. 認定を受ける組織：学科等の目的・性格②

教職課程を設置する大学は、学位プログラムの体系性と同時に、教職課程としての体系性にも配慮して教育課程を編成しなければならない。教職課程を履修する学生は学位プログラムの履修と同時に、教職課程プログラムを体系的に履修することが求められる。



3. 授業科目の開設

1. 授業科目開設の原則

- 教職課程で開設する授業科目は、原則として、認定を受けようとする学科等で開設
- 1つの授業科目は、原則として、1つの教職課程でのみ開設

- ・学科等の学位課程の教育を通して教科専門性を確保している。
- ・幼稚園・小学校の教職課程を設置する「教員養成を主たる目的とする学科等」とその他の学科等では、教職専門科目の学位課程上の位置付けが違う。

- ・教職課程認定基準2(1)
教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織(以下「学科等」という。) ごとに認定する。
- ・教職課程認定基準3(1)
大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。

2. 他学科等、他の教職課程との共通開設

- 一定の場合には、複数の学科等間で授業科目を共通に開設することや、他学科等で開設する授業科目をあてることができる (教職課程認定基準4-3(2)、4-4(2)、4-9(1)~(3))
- 一定の場合には、複数の教職課程間で授業科目を共通に開設することができる (教職課程認定基準4-8(1)~(3)、4-9(1)~(3))

- ・他学科等で開設する授業科目をあてるのが、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等に資する場合がある。
- ・複数の種類の免許状に共通して履修が必要な科目がある。

3-1. 教科専門科目の共通開設①

- **中学校及び高等学校(一部養護教諭)**の教職課程では他の教職課程、学科等と**共通に開設できる場合がある**。
- 領域や全教科の専門科目を開設する**幼稚園、小学校の教職課程**では、他の教職課程、学科等と**共通に開設できない**。

	同一の学科等(課程認定基準4-8)						複数の学科等(課程認定基準4-9)					
	幼	小	中	高	養	栄	幼	小	中	高	養	栄
領域及び保育内容の指導法に関する科目: 領域に関する専門的事項	×	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—	—
教科及び教科の指導法に関する科目: 教科に関する専門的事項	—	×	○			—	—	×	○			—
養護に関する科目	—	—	※養護は、中高(保健、保健体育)、高(看護)との共通開設に限る			—	—	—	—	—	×	—
栄養に係る教育に関する科目	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—	—	×

- 同一の学科等内の複数の教職課程で授業科目を「共通に開設することができる」

教職課程認定基準4-8(1)

- 「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、**同一の免許教科に関する授業科目**については、**中学校教諭及び高等学校教諭**の教職課程に**共通に開設**することができる。
- 「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、**以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合**には、**中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭**の教職課程に**共通に開設**することができる。(以下、省略)

- 「他学科等で開設する授業科目をあてることができる」

教職課程認定基準4-3(2) **中学校教諭**の教職課程の場合(※同旨:4-4(2) **高等学校教諭**の教職課程の場合)

「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、**施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数まで**、認定を受けようとする学科等以外の学科等、当該学科等を有する学部以外の学部学科等又は複数の学部学科等の共同(以下「**他学科等**」という。)で**開設する授業科目**(全学共通開設科目を含む。)を**あてる**ことができる。

- 複数の学科等間の複数の教職課程で授業科目を「共通に開設することができる」

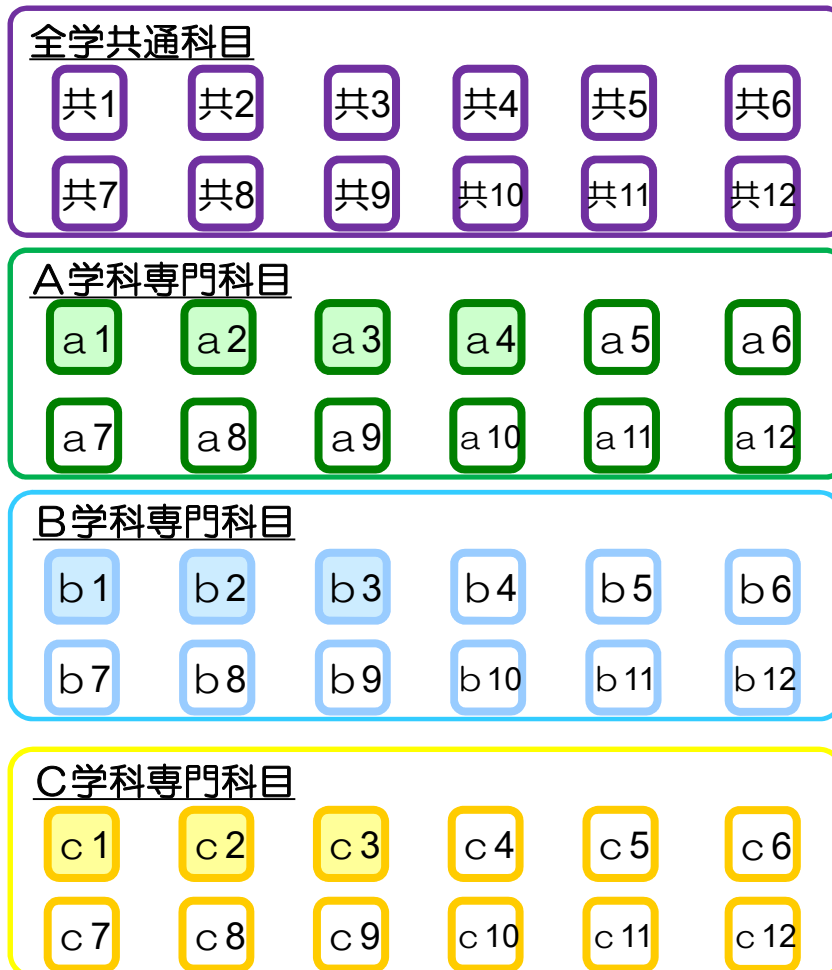
教職課程認定基準4-9(1)

「教科に関する専門的事項」は、**4-3(2)及び4-4(2)の場合**には、複数の教職課程に**共通に開設**することができる。

3-1. 教科専門科目の共通開設②：中学校及び高等学校の教科専門科目の共通開設

- 他学科等で開設する科目のうち教職課程の科目として認定されていないものや、全学共通科目(学部共通科目を含む)を、教職課程の科目に「あてる」ことが可能。また、当該科目について他の学科等と共通開設が可能。
- 他学科等で開設する科目のうち教職課程の科目として認定されているものを、教職課程の科目に「あてる」ことができない。

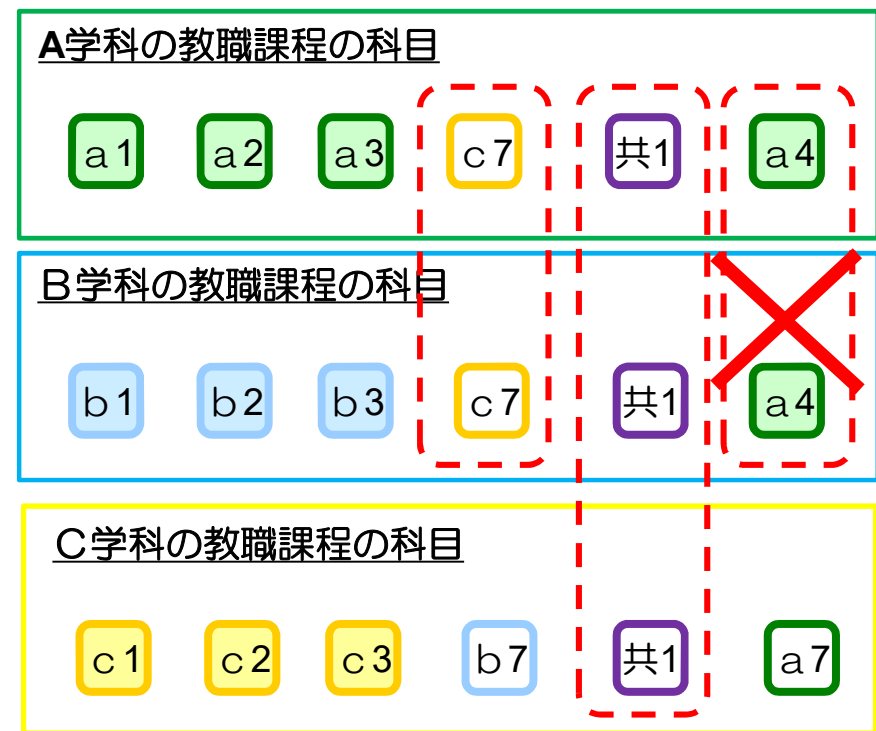
学内規程上の授業科目の位置付け



課程認定

教職課程の授業科目

B学科の教職課程では課程認定基準4-9によりC学科の専門科目(c7)をA学科の教職課程と共通開設し、同基準により全学共通科目(共1)をA、C学科の教職課程と共通開設が可能。
しかし、課程認定を受けたA学科の専門科目(a4)をA、B学科の教職課程で共通開設はできない。



※色がついている科目は、それぞれの学科等で教職課程の科目として認定を受けているもの

3-1. 教科専門科目の共通開設③

中学校及び高等学校の教科専門科目（「他学科等で開設する授業科目をあてる」場合の制限）

中学校及び高等学校の教職課程において、「**他学科等で開設する授業科目をあてる**」場合は、免許法施行規則第4条第1項表備考第1号又は第5条第1項表備考第1号に定める**各教科に関する専門的事項の半数まで**。
（課程認定基準4-3(2)、4-4(2)）

（例）C学科は、中学校及び高等学校・国語の課程認定を受けており、以下の「c」はC学科開設科目、「a」「b」は他学科等開設科目とする。

■ 中学校・国語

施行規則に定める教科に関する専門的事項	授業科目
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	c c c
国文学（国文学史を含む。）	a c
漢文学	b
書道（書写を中心とする。）	c c

4事項中2事項が他学科等開設科目を含み、専門的事項の半数（ $4 \div 2 = 2$ ）までのため、**教職課程認定基準4-3(2)に照らし、可能。**

■ 高等学校・国語

施行規則に定める教科に関する専門的事項	授業科目
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	c c c
国文学（国文学史を含む。）	a c
漢文学	b

3事項中2事項が他学科等開設科目を含むため、**教職課程認定基準4-4(2)に抵触。**

3-2. 教職専門科目の共通開設①

幼稚園及び小学校の教職課程を設置する「教員養成を主たる目的とする学科等」とその他の学科等では**教職専門科目の学位課程上の位置付けが違う**ことに配慮しつつ、**一定の範囲で共通開設が可能**。

- **同一の学科等内**では、**幼稚園及び小学校の教職課程と他の教職課程との間も含めて共通開設が可能**。
- **複数の学科等間**では、**幼稚園及び小学校の教職課程を除いて共通開設が可能**。

		同一の学科等 (課程認定基準4-8)						複数の学科等 (課程認定基準4-9)					
		幼	小	中	高	養	栄	幼	小	中	高	養	栄
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			○				×	×			○	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容			○				×	×			○	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			○				×	×			○	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			○				×	×			○	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			○				×	×			○	
	教育課程の意義及び編成の方法			○				×	×			○	
等 道徳、総合的な学習の時間、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 ※	—	○	—	—	○	—	—	×	○	—	—	○
	総合的な学習の時間の指導法 ※	—	—	—	○	—	—	—	×	—	—	—	○
	特別活動の指導法 ※	—	—	—	○	—	—	—	×	—	—	—	○
	教育の方法及び技術	—	—	—	○	—	—	×	×	—	—	—	○
	生徒指導の理論及び方法	—	—	—	○	—	—	—	×	—	—	—	○
	教育相談	—	—	—	○	—	—	×	×	—	—	—	○
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	—	—	○	—	—	—	—	×	○	—	—	—
	幼児理解の理論及び方法	×	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—	—
に教育実践に関する科目	教育実習	○	—	○	—	×	×	×	×	○	—	—	—
	学校体験活動	○	—	○	—	×	×	×	×	○	—	—	—
	教職実践演習	—	○	—	—	×	×	×	×	○	—	—	—
領域及び保育内容の指導法に関する科目：保育内容の指導法		×	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—	—
教科及び教科の指導法に関する科目：各教科の指導法		—	×	○	—	—	—	—	×	○	—	—	—
複合科目		×	×	○	—	—	—	×	×	○	—	—	—

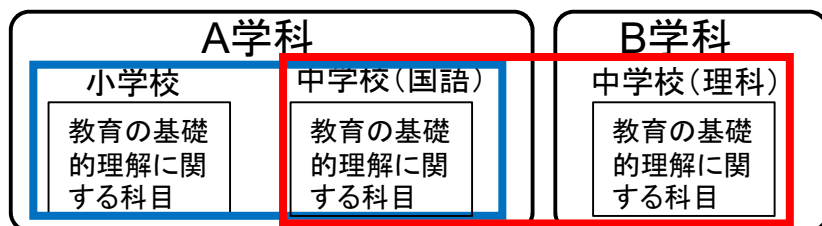
※ 養護教諭及び栄養教諭については、免許法施行規則において「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」と規定されており、このうち、道徳、総合的な学習の時間、特別活動に関する各内容に該当する部分であれば併せて共通開設可。

3-2. 教職専門科目の共通開設②: 基準4-8と4-9を組み合わせる場合

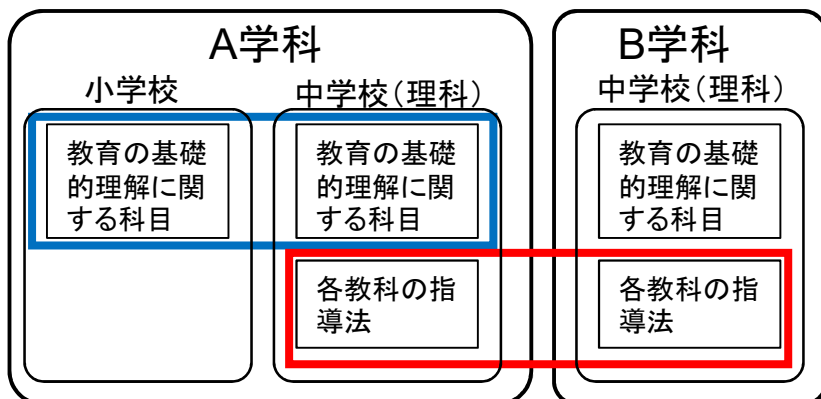
幼稚園及び小学校の教職課程については、教職課程認定基準4-8(2)と4-9(2)とを組み合わせることはできない。(教職課程認定基準4-8(2)により同一学科等内の中学校等の教職課程と共通開設すると同時に、教職課程認定基準4-9(2)により他学科等の中学校等の教職課程と共通開設することはできない。)

■ 組み合わせる適用できない場合

- ①: 同基準4-8によりA学科の小学校と中学校で共通開設し、同基準4-9によりA、B学科の中学校で共通開設することはできない。

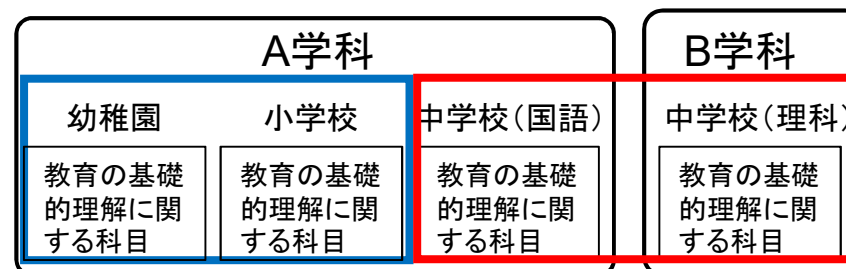


- ②: 同基準4-8によりA学科の小学校と中学校で「教育の基礎的理解に関する科目」を共通開設し、同基準4-9によりA、B学科の中学校で「各教科の指導法」を共通開設することはできない。



■ 組み合わせる適用できる場合

: 教職課程認定基準4-8によりA学科の幼稚園と小学校で共通開設、同基準4-9によりA、B学科の中学校で共通開設が可能。



4. 専任教員の配置①：配置の原則

認定を受けようとする教職課程ごとに、当該学科等に籍を有する専任教員を必要数配置

・教職課程認定基準3(4)

認定を受けようとする課程の担当教員のうち専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならない。

・教職課程認定基準3(7)

専任教員は、「領域に関する専門的事項」、「教科に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目又は養護に関する科目のいずれかの科目を担当する専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要専任教員数は、この基準に定める。

【必要専任教員数】

	教科専門科目	教職専門科目
幼稚園教諭	3人以上	3人以上
小学校教諭	5人以上	3人以上
中学校教諭	2～4人以上	2人以上
高等学校教諭	2～4人以上	2人以上
養護教諭	3人以上	2人以上
栄養教諭	—————	2人以上

※「教科専門科目」：(幼)「領域に関する専門的事項」、
(小・中・高)「教科に関する専門的事項」、
(養)「養護に関する科目」、
(栄)「栄養に係る教育に関する科目」

※「教職専門科目」：「保育内容の指導法」「各教科の指導法」
「教育の基礎的理解に関する科目等」

1. 幼稚園教諭及び小学校教諭

- 入学定員が50人を超えるごとに、「教科専門科目」「教職専門科目」それぞれについて、1人ずつ増員

(教職課程認定基準4-1(3)、4-2(4))

2. 中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭、栄養教諭

- 「教職専門科目」は、入学定員に応じて増員

入学定員800人以下は 2人以上、
801～1200人以下は 3人以上、
1201人以上は 4人以上

(教職課程認定基準4-3(5) 等)

- 「教科専門科目」は、入学定員に関わらず一定数
(免許状の種類に応じて規定する教員数)

(教職課程認定基準4-3(5)、4-4(5))

4. 専任教員の配置②：他学科等、他の教職課程の教員

科目を共通開設等する場合や、共通開設が認められていない場合でも担当する科目の専門分野に近接性がある場合には、他学科等に籍を有する教員や他の教職課程の教員を、認定を受けようとする課程の専任教員とすることが、一定の範囲で可能。

1. 同一学科等において授業科目を共通に開設する場合

- それぞれの課程において専任教員とすることが可能。 (教職課程認定基準4-8(4))

2. 同一学科等において幼稚園と小学校の認定課程がある場合

- 幼稚園の「領域に関する専門的事項」と小学校の「教科に関する専門的事項」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることが可能。 (教職課程認定基準4-1(3)、4-2(4))

3. 複数の学科等において授業科目を共通に開設する場合

- 「教科に関する専門的事項」を除き、それぞれの課程において専任教員とすることが可能。 (教職課程認定基準4-9(4))

4. 中学校又は高等学校の教職課程における「教科に関する専門的事項」に他学科等で開設する授業科目をあてる場合

- 当該他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等の専任教員とみなすことが可能(みなし専任教員)。但し、必要専任教員数の半数以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすることが必要。(教職課程認定基準4-3(5)、4-4(5))